

保交航第12号  
令和3年6月18日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

海上保安庁交通部長（公印省略）

### 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、航行安全行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、異常気象等に伴う船舶の重大事故を未然に防止するための対策の強化等を内容とする「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が本年5月25日に成立し、今期の台風シーズン前からの施行を目指しております。

この法律の施行により、異常気象等時に、海上保安庁長官が、船舶に対し湾外等の安全な海域に避難するよう勧告し、必要な場合には命令をかけるといった措置を講じることとなります。

これらの新たな制度を通じて、異常気象等時における船舶の走錨に起因する重大事故の発生を防止し、船舶交通の一層の安全確保を図るためには、制度の趣旨や内容について、荷主企業及び関係する物流事業者の皆様にも広く御理解いただくことが極めて重要であると考えております。

ついては、別添のとおり、制度の概要等についての資料を送付させていただきますので、貴団体の傘下会員の皆様をはじめ関係の方々に広く御周知いただきますと幸いです。

何卒、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。